

所 管 事 項 調 査 ②

【目 次】	ページ
1 安全・安心・交流センターの今後の取扱いについて	2～7
2 指定管理者制度の更新の方針について	
(1) 指定管理者制度導入施設一覧	8
(2) 公募予定施設（長崎市民神の島プール）	9～14

市 民 生 活 部
令 和 8 年 6 月

1 安全・安心・交流センターの今後の取扱いについて

(1) 概要

平成17年度の警察統合整理計画に基づき、市内23か所の交番・駐在所の廃止が進められた。

市は地域住民の意向に配慮するよう県警察本部に要請し、廃止対象となった交番等のうち地域において活用希望があった12か所について、市が県から土地及び建物を譲受した後、自治会等は無償貸与して「安全・安心・交流センター」としての活用を開始した。

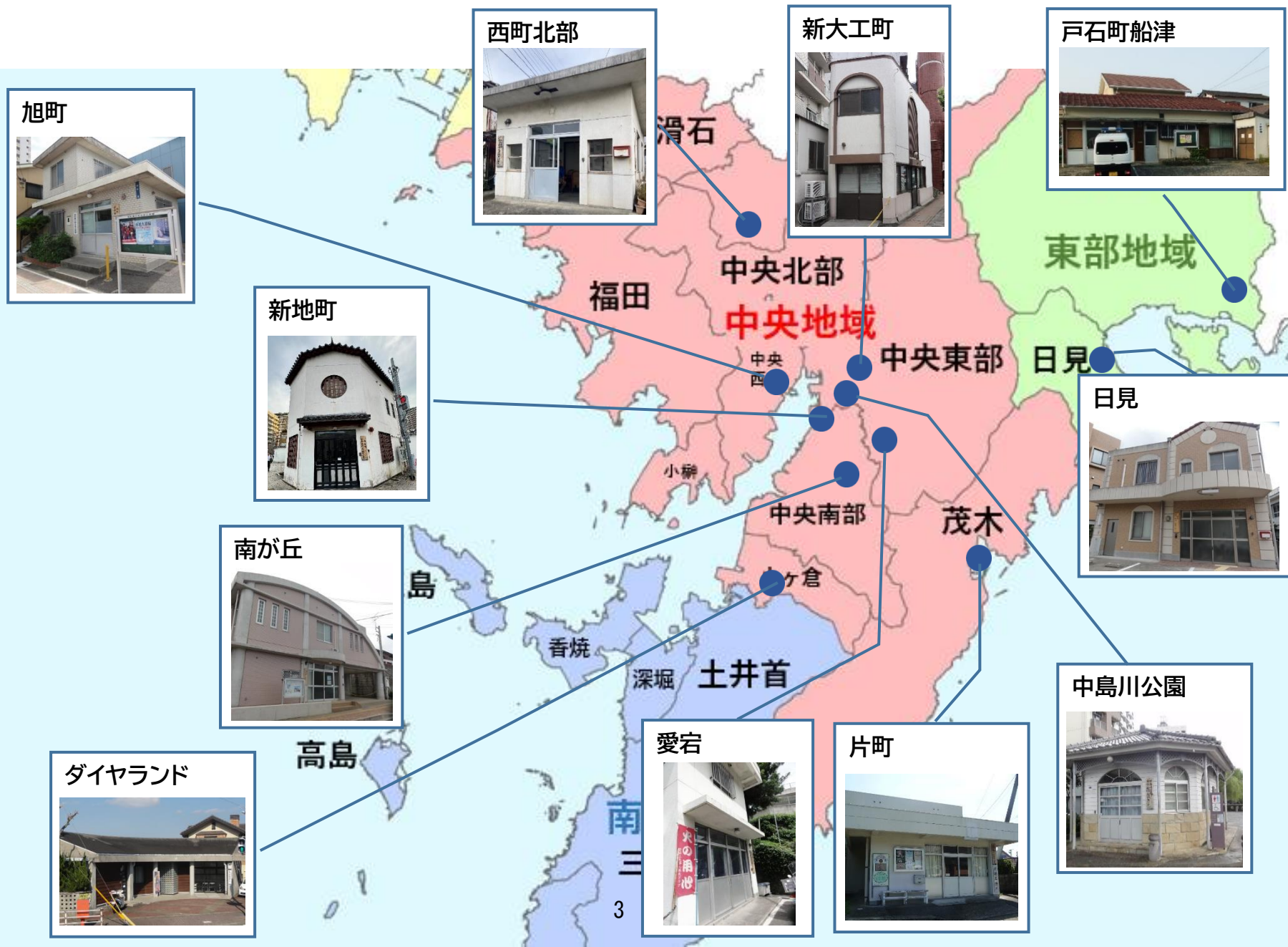
箇所数 11か所

貸与開始時期	施設名
平成18年度	中島川公園、新大工町、愛宕、戸石町船津、ダイヤモンド、旭町、新地町、片町
平成20年度	日見、西町北部
平成21年度	南が丘

※12か所中1か所（木鉢）は、令和5年度から放課後児童クラブとしての活用に変更

※中島川公園及び新地町については市公園用地内に立地

(2) 配置図



(3) 課題

譲与後約20年が経過して建物の老朽化が進み、今後使用が難しくなることが想定される中で、県との譲与契約で定められた指定期間※の満了を迎える施設も出てくるため、当センターの今後の取扱いを整理する必要がある。

※指定期間：譲与時に県が設定した耐用年数に基づく期間。指定期間中は、安全・安心なまちづくりの住民活動の拠点としての使用に限定するなど、一定の制限が課されている。

(4) 今後の取扱い

基本的な取扱方針

市において老朽化に伴う建物の建替えは行わない。

ア 指定期間満了後の取扱い

原則：市へ返還し、建物を解体

ただし、自治会等の希望により譲与も可能 ※認可地縁団体など法人格を有することが要件

イ 検討期間（起算日：令和8年4月1日）

- (ア) 指定期間が5年以内に満了 5年間
- (イ) 指定期間が6年以上残存 指定期間の残存年数
- (ウ) 指定期間満了したが耐用年数未到来 耐用年数の残存年数

検討期間一覧

区分	指定期間 満了時期	検討期間	施設名
(ア)	令和8年度	5年	新大工町、愛宕、戸石町船津、旭町、片町
	令和10年度		西町北部
(イ)	令和23年度	16年	ダイヤモンド
	令和35年度	28年	日見
	令和36年度	29年	南が丘
(ウ)	平成28年度	12年	中島川公園（耐用年数満了:令和19年度）
		6年	新地町（耐用年数満了:令和13年度）

【参考】安全・安心・交流センター 一覧

No	施設名称	所在地	使用貸与日	貸与先	建築年月日	構造	耐用年数			指定 期間	県の指定期間 最終日
							満了日	残年数 (R8.4.1)	譲渡時 残年数		
1	中島川公園 安全・安心・交流センター	魚の町9番1号 (中島川公園内)	平成18年11月22日	魚の町自治会 西古川町川端通り会	昭和63年3月31日	鉄筋コンクリート造	50 令和20年3月31日	12	32	10	平成28年11月7日
2	新大工町 安全・安心・交流センター	新大工町1番16号	平成18年11月22日	新大工町自治会	昭和54年9月5日	鉄骨造	38 平成29年9月5日	▲7	11	20	令和8年11月7日
3	愛宕 安全・安心・交流センター	愛宕2丁目10番25号	平成18年11月22日	愛宕上北自治会	昭和57年3月24日	コンクリートブロック造	41 令和5年3月24日	▲2	17	20	令和8年11月7日
4	戸石町船津 安全・安心・交流センター	戸石町678番地12	平成18年11月22日	戸石町船津自治会	昭和49年2月12日	木造	22 平成8年2月12日	▲29	▲10	20	令和8年11月7日
5	ダイヤランド 安全・安心・交流センター	ダイヤランド2丁目4番 10号	平成18年11月22日	ダイヤランドまちづ くり連絡協議会	平成5年2月10日	鉄筋コンクリート造	47 令和22年2月10日	14	34	35	令和23年11月7日
6	旭町 安全・安心・交流センター	旭町8番15号	平成18年11月22日	旭町第三自治会	昭和53年2月15日	コンクリートブロック造	41 平成31年2月15日	▲6	13	20	令和8年11月7日
7	新地町 安全・安心・交流センター	新地町7番10号 (湊公園内)	平成19年2月20日	新地町自治会	昭和57年3月31日	鉄筋コンクリート造	50 令和14年3月31日	6	26	10	平成29年2月20日
8	片町 安全・安心・交流センター	茂木町76番地6	平成19年3月29日	片町自治会	昭和46年11月26日	コンクリートブロック造	38 平成21年11月26日	▲16	6	20	令和9年2月1日
9	日見 安全・安心・交流センター	界2丁目1番21号	平成20年11月18日	日見安全・安心・交流 センター運営協議会	平成14年1月30日	鉄筋コンクリート造	50 令和34年1月30日	26	44	45	令和35年9月25日
10	西町北部 安全・安心・交流センター	音無町10番2号	平成20年11月18日	西町北部自治会	昭和35年3月31日	コンクリートブロック造	41 平成13年3月31日	▲24	▲7	20	令和10年9月25日
11	南が丘 安全・安心・交流センター	南が丘町1番1号	平成21年7月31日	東大浦地区連合自治 会	平成12年1月26日	鉄筋コンクリート造	50 令和32年1月26日	24	41	45	令和36年6月12日

【参考】 利用状況（令和7年度）

	自治会		防犯活動		防災活動		老人会		婦人会		子ども会		その他		計(回)	計(人)
中島川公園	18	97	2	10	3	30							91	673	114	810
新大工	12	41	3	48			14	51					105	611	134	751
愛宕	167	1,012			3	33							5	116	175	1,161
戸石町船津	19	227	171	359	12	24	15	125	16	32	12	52	82	818	327	1,637
グランド	36	155	196	348							9	130	3	53	244	686
旭町													53	92	53	92
新地	39	301	1	10									2	6	42	317
片町	22	152			1	3	20	245					9	52	52	452
日見	4	36			1	11					12	53	87	393	104	493
西町北部	14	20											17	63	31	83
南が丘	37	246					12	42					5	20	54	308
計	368	2,287	373	775	20	101	61	463	16	32	33	235	459	2,897	1,330	6,790

2 指定管理者制度の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠 (条例)	現在の 指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎市市民活動センター	長崎市市民活動センター条例	(有) ステージサービス	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	市民協働推進室
公募	長崎ブリックホール (ベネックス長崎ブリックホール)	長崎ブリックホール条例	長崎文化振興共同事業体	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	文化振興課
公募	長崎市チトセピアホール	長崎市チトセピアホール条例	(有) ステージサービス	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	文化振興課
公募	長崎市諏訪体育館	長崎市体育館条例	(株) ふよう長崎	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	スポーツ振興課
公募	長崎市民神の島プール	長崎市プール条例	西部ガス都市開発(株)	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	スポーツ振興課
非公募	長崎市民総合プール	長崎市プール条例	特定非営利活動法人 長崎游泳協会	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで	スポーツ振興課
公募	長崎市民会館 (男女共同参画推進センター)	長崎市民会館条例 (長崎市男女共同参画推進条例)	(株) NBCソシア	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで	生涯学習施設課 生涯学習企画課 人権男女共同参画室

(2) 公募予定施設（長崎市民神の島プール）

ア 施設の概要

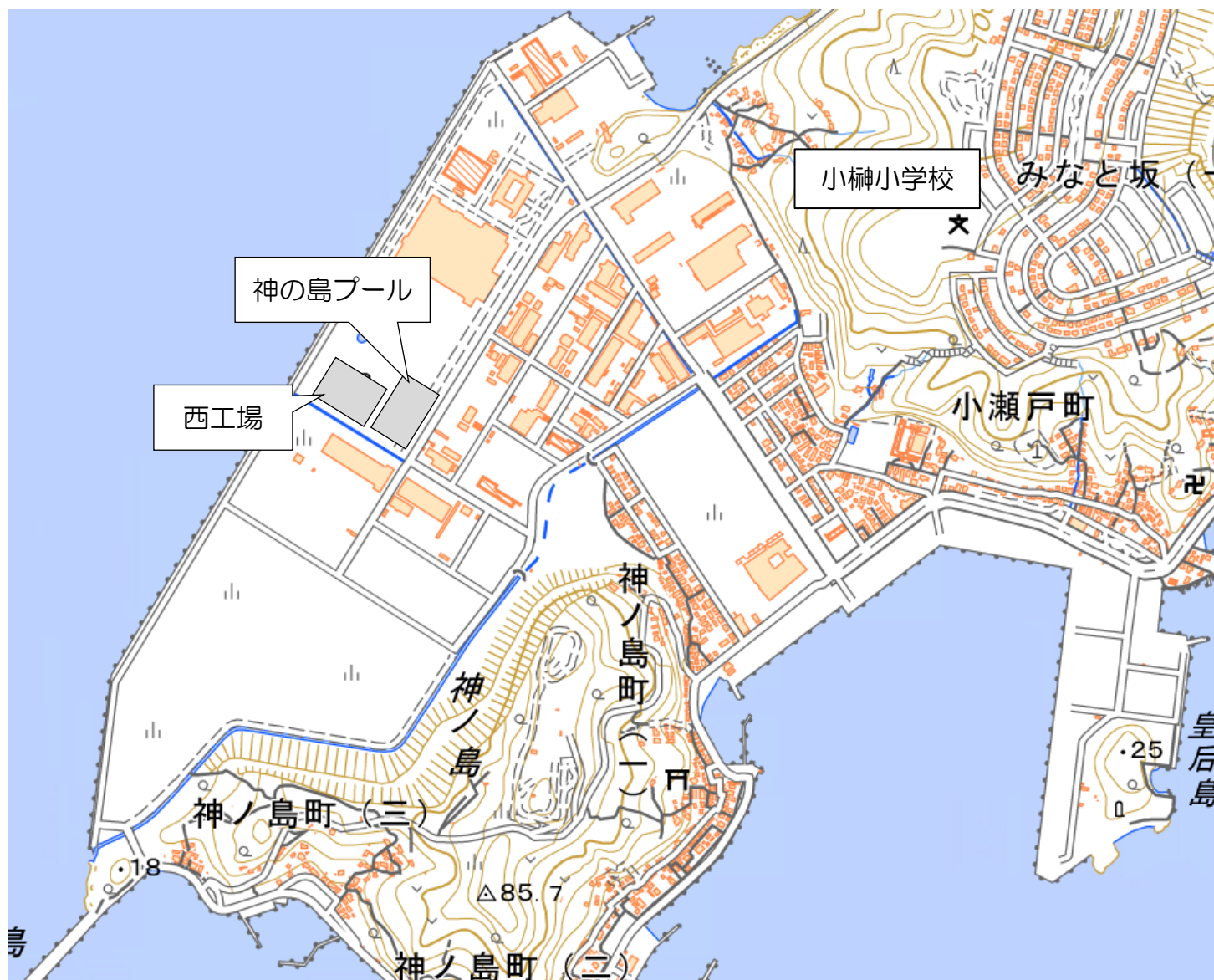
- (ア) 名 称 長崎市民神の島プール
- (イ) 所 在 地 長崎市神ノ島町 3 丁目 526 番地 33
- (ウ) 構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2 階建
- (エ) 設置年月日 平成 30 年 1 月 6 日
- (オ) 設 置 目 的 市民の体育の振興を図るため。
- (カ) 現在の指定管理者 西部ガス都市開発株式会社
- (キ) 現在の指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (ク) 主な施設内容
 - 1 階 プール(25m 7 コース)、更衣室、事務室等
 - 2 階 浴室、脱衣室、休憩室、和室等
 - 駐車場 100 台程度
- (ケ) 開館時間の承認の基準

期 間	開 場 時 間
7 月 21 日から 8 月 31 日まで	午前 9 時から午後 9 時までの時間帯を基本とし、 1 日 12 時間以上であること。
9 月 1 日から 翌年 7 月 20 日まで	午後 1 時から午後 8 時までの時間帯を基本とし、 1 日 7 時間以上であること。

(コ) 休館日の承認の基準

期 間	休 場 日
7 月 21 日から 8 月 31 日まで (同月 9 日を除く。)	休場日なし
9 月 1 日から 翌年 7 月 20 日まで	週 1 回以内の休日等でない日並びに 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの 期間内

(サ) 位置図



(シ) 配置図





イ 指定管理者制度導入による効果の検証

施設設置当初から指定管理者制度を導入しているため、設置翌年度（H30 年度）の数値を参考として記載する。

（ア）利用者の推移

（人）

年度	H30 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
プール	45,781	29,040	38,416	41,790	44,837	45,563
浴室	37,029	20,427	27,543	30,444	32,331	33,270
合計	82,810	49,467	66,959	72,234	77,168	78,833

（イ）指定管理委託料

（千円）

年度	H30 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
金額	27,623	29,732	30,350	28,050	28,050	28,050

※修繕に係る委託料を除く

（ウ）利用料金収入

（千円）

年度	H30 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
金額	11,380	7,952	10,174	12,055	13,237	13,701

（エ）主なサービス向上策

指定管理者の自主事業として、こどもの日及び敬老の日の無料開放イベントを行い、利用者の拡大に努めている。また、市主催の水泳教室に加え自主事業水泳教室の実施、筋力トレーニング機器の設置等を行い、水泳人口の増加、スポーツの習慣化を図っている。

(オ) 評価

コロナに時期に落ち込んでいた利用者数がコロナ禍前の数字に近づいてきている。これは、利用者への適切な対応とサービスの提供がなされている結果であると考えられる。施設管理においても、経年劣化による不具合が発出する時期であるが、必要な修繕を行い、適切に管理を行っている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 次期指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(イ) 選定方法 公募

(ウ) 利用料金制 導入する

エ 指定までのスケジュール

年月	市議会	内 容
令和8年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和8年7月		指定管理者公募
令和8年9月		↓ ・公募締切
令和8年11月		審査（指定管理者候補者選定審査会） ・審査及び候補団体の決定 指定管理者の指定 ・指定議案審査 債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査